

コンプレッション等の申込みに係る清算約定について当社が定める条件
及び清算委託者によるコンプレッション等の申込みの指図に係る通知の方法について

2015年6月15日

2016年3月9日改正

株式会社日本証券クリアリング機構

1. コンプレッションの申込みに係る清算約定について当社が定める条件

CDS清算業務に関する業務方法書の取扱い（以下「業務方法書の取扱い」という。）第38条第2項第1号に規定する当社が定める条件は、「清算参加者又は清算委託者がコンプレッション申請書において設定する取引グループ区分」とする。

2. アドホック・コンプレッションの申込みに係る清算約定について当社が定める条件

業務方法書の取扱い第38条の2第2項第1号に規定する当社が定める条件は、「想定元本」とする。

3. 清算委託者によるコンプレッションの申込みの指図に係る通知の方法

業務方法書の取扱い第43条の2に規定する清算委託者によるコンプレッションの申込みの指図に係る通知の方法は、コンプレッション実施日¹の前当社営業日の正午までに、コンプレッション申請書²に必要事項を記入し電子メール³により当社に送信する方法とする。

4. 清算委託者によるアドホック・コンプレッションの申込みの指図に係る通知の方法

業務方法書の取扱い第43条の2に規定する清算委託者によるアドホック・コンプレッションの申込みの指図に係る通知の方法は、任意のアドホック・コンプレッション実施日（当社営業日に限る。）の前当社営業日の午後4時までに、アドホック・コンプレッション申請書⁴に必要事項を記入し電子メール³により当社に送信する方法とする。

以 上

¹ コンプレッション実施日は、当社がTarget JSCCサイトにより通知する。

² 清算委託者用のコンプレッション申請書は、コンプレッション実施日の直前の債務負担日の前営業日に当社が受託清算参加者に配信し、当該受託清算参加者が清算委託者に転送するものとする。

³ 送信先アドレスはコンプレッション申請書及びアドホック・コンプレッション申請書に記載。

⁴ 清算委託者用のアドホック・コンプレッション申請書は、当社があらかじめ定める様式によるものとする。